

## 1 基本的対処方針

- 1) 学内のクラスター感染は絶対起こさないように各人が自覚をもって行動してください。3つの密を回避しながら「自分の命も、他の人も命の危険にさらさない」よう、この局面を乗り切りましょう。
- 2) 実習で高齢者や体力、免疫力の低下した人と接する機会があるので、慎重で厳重な対応が必要です。自分が感染しているかもしれないという認識をもち、他の人に感染させない行動をとってください。
- 3) なんらかの症状がある、また疑わしいといった状況の場合、学内への入構は控えてください。
- 4) 毎日の検温及び体調管理を行い、自己の健康管理をしてください。
- 5) 新型コロナウイルス感染の影響による欠席などは、体調管理表の記入をもって救済措置を講じます。

## 2 健康管理

- 1) こまめにハンドソープと流水で **30 秒以上の手洗い**とうがいをする（手洗い後の水はよく拭き取る）。手指消毒液がある場合は、合わせて行う。手洗い後の水が残っていると手指消毒液の効果が得られない。
- 2) **不織布マスクを正しく着用する**（鼻と口を覆う、マスクの表面を手で触らない）。
  - ①マスクを捨てる場合には、ゴムヒモを耳から外し、その他は触れないようゴムヒモを持って捨てる。
  - ②外出時や大人数が屋内にいるとき、会話をするとき等は、症状がなくてもマスクを着用する。
- 3) **咳エチケットに配慮する**（マスクを着用していないで咳をする時は上着内側や袖で覆う）。
- 4) 毎日「**体調管理表**」（**nekobasu**に掲載）に、**体温、症状などを記載する**。
  - ①毎日2回（朝、夕）体温を測定して体調管理表に記載し、自分の平熱と比較する。
  - ②毎朝の体調（症状）を確認し、継続して体調管理表に記載する。
  - ③欠席の場合に救済処置を講じることがあるので、体調管理表は毎日必ず記入する。
  - ④教員、保健室教員が確認する場合があるので、登校日には体調管理表と各自体温計を毎日持参する。
- 5) **風邪のような症状がある場合、平熱より1度以上高い場合は、出席停止とする**。
  - ①欠席連絡は大学事務局（教務学生グループ：097-586-4303）に電話連絡する。
  - ②健康相談は保健室（保健室：097-586-4314）に連絡する。
  - ③出席停止から登校開始する時は、保健室に相談してから登校する（自己判断で登校しない）。
  - ④息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある場合や比較的軽い風邪症状（咳や発熱など）が続く場合には、必ず保健所またはかかりつけ医に相談する。
  - ⑤体調管理表の記入をもって欠席扱いとはせず、回復後に救済措置の対象となる。
- 6) **新型コロナウイルス感染が疑われる場合、濃厚接触者・感染者となった場合**（p 8 参照）
  - ①下記の場合は身近な医療機関又は受診相談センターに電話連絡し、指示を受ける。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
  - ・重症化しやすい人で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ②感染者または渡航歴のある人と濃厚接触がある場合も保健所又は受診相談センターに相談し、保健所の指示に従う。
- ③外出を控えて自宅療養する。
- ④医療機関または受診相談センターからの指示内容を専用メールで連絡する（[corona@oita-nhsac.jp](mailto:corona@oita-nhsac.jp)）。
- ⑤PCR 検査の結果、陽性と判断された場合は、保健所の指示に従う。陰性の場合には保健室の指示に従う。
- ⑥PCR 検査の結果、陽性と判断された場合は、症状発症以降は欠席扱いとはしない（要診断書）。
- ⑦感染者は治癒証明書の提出をもって出席停止解除とする。
- ⑧出席停止の間は、欠席扱いとしない。
- ⑨回復後に救済措置を講じる。

#### 7) 基礎疾患をもつ場合

基礎疾患がある場合には重症化しやすいため、喘息などの呼吸器疾患だけでなく、常時内服が必要な疾患を持つ場合や、定期的を受診している場合などは、必ず保健室へ申告する。

#### 8) 普段の健康管理

普段から「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけ免疫力を高めておく。

### 3 移動についての留意事項

#### 1) 県外への移動について

行政機関や大学からの情報を確認の上、移動先地域の感染状況等を踏まえ、十分配慮した行動をとる。大学の情報は、大学ホームページ「[新型コロナウイルス感染症への対応](http://www.oita-nhsac.jp/COVID-19)」から確認する。

#### 2) 海外渡航について

出入国が禁止されていない地域であったとしても、基本的に観光など不要不急の海内渡航は避ける。海外渡航の可能性がある場合、①計画段階から早めに担任に連絡をする、②海外渡航をする場合、渡航スケジュールなどを指定の用紙で教務学生グループに申告する、③帰国後は、別に定める規則（14日間の自宅待機など）に沿って行動する。

#### 3) 報告

- ①県をまたぐ外出をする場合は教務学生グループに届け出る。届け出はキャンパススクエアのアンケート「[県外への移動届](#)」に入力し、送信する。
- ②感染者と接触した可能性が考えられる学生は直ちに教務学生グループに申し出る。

### 4 授業の対応について（学部）

#### 1) 授業の方針

- ①対面授業を基本とする。新型コロナの感染状況に応じて対面授業とオンライン授業の併

- 用、もしくはオンライン授業のみとする。
- ②長期休暇明けは、県内に移動後 2 週間後を目安に対面授業の開始などを判断するので大学からの通知を確認すること。
  - ③対面授業を行う科目でも、学生がオンライン授業を希望する場合は可とする。オンライン授業希望の場合は、予め当該科目の担当教員に連絡し、または相談する。
  - ④オンライン授業に関して、自宅での Wi-Fi 環境が不安定な場合は、原則、マルチルームで受講する。
  - ④授業のスケジュールは、前日に Google カレンダーを確認すること。
  - ⑤オンライン授業の受講は自宅か大学のみとし、他の場所は認めない。
  - ⑥新型コロナウイルス感染に関わる欠席について、原則、毎日の体調管理表の記入があれば、回復後に救済措置を講じる。（詳しくは、体調管理の項を参照）

## 2) 講義室などで受講する場合

- ①使用教室等は変更しているので、Google カレンダーを確認すること。
  - ②講義室・講堂は、指定された座席を使用すること。
  - ③学内での対面授業に参加する場合は、検温の結果を記入した体調管理表と体温計を持参すること。検温を忘れた場合や、体調がすぐれない場合などは事務室前に設置した非接触性体温計を利用して検温する。
  - ④感染拡大予防の 3 つの密（密閉・密接・密集）に十分注意する。
  - ⑤教室・演習室などの入室前後は必ず石鹸と流水で 30 秒以上の手洗いをする。
  - ⑥授業中はマスク装着する。会話をしない授業中はマスクを外してもよい。脱水や体調不良を起こさないよう自己管理する。
  - ⑦授業中に体調不良などがある場合は、躊躇なく担当教員に報告し保健室に行く。
  - ⑧授業終了後は必ず、消毒を行う。
  - ⑨講堂（不特定多数の者が集合することが想定される部屋）は、ドアを開放して授業を行う（建築関連法規の基準に従い外気との循環が常に行われている）。講堂では座席が分散して指定されているのでクラス一同で受講する。
  - ⑩講堂以外の講義室は授業中に、清掃当番の学生が窓やドアの開閉を行う（2 回以上/1 コマ程度）。
- ※ 受講中はフィジカル・ディスタンスを確保するが、教室への出入り時や休憩中の行動にも注意し、マスク装着し、2mの間隔（お互いが手を挙げて触れない距離）を常に保つ。

## 3) 演習（グループワーク等）を受講する場合

- ①演習内容に応じた課題を課す等弾力的に実施するので、教員の指示に従う。
- ②学内で演習する必要がある場合は、講義室で受講する場合の方針に準じる。  
なお、下記の点についても留意すること。
  - ・両手を広げて人に接触しない距離を保つ。
  - ・発熱、風邪症状等がないことを確認しあう（学生同士の安心・安全のため）。
  - ・演習場所については、3 つの密を避けるため、担当教員の指示に従う。

## 4) 学内実習や情報処理演習を受講する場合

- ① 学内実習や情報処理演習をする必要がある場合は、2) の講義室で受講する場合の方針に準じる。なお、下記の点についても留意すること。
  - ・ロッカールームは更衣を指定された授業の時のみ使用可とする。
  - ・服装については教員の指示に従う。

- ・近距離での会話や発声には十分注意する。
  - ・マスクはサージカルマスクが望ましい。またフェイスシールドを使用するなど工夫する。
  - ・発熱、風邪症状等がないことを確認しあう（学生同士の安心・安全のため）。
- ②特に換気、こまめな手洗い、互いの体調確認、会話を最小限、対面での会話の回避する、終了後の物品や部屋の消毒（物品などの拭き残しがないように）などに十分注意する。

#### 5) オンライン授業の場合

- ①授業で使用する資料は、教員が事前に PDF ファイルをメールで送信、もしくはキャンパススクエアにアップロードする。
- ②講義資料は、教員が印刷した資料を事前の登校日に配布することがある。状況によっては、配布が困難な場合には学生が各自印刷する。

#### 6) 情報処理教室

- ①情報処理室は、授業および一定の制限（時間や人数など）のもとでの利用とする。
- ②情報処理室の利用方法や制限については、別途の指示を厳守する。

#### 7) 4年次生の研究室の利用（卒業研究および原書購読）

- ① 研究室毎に感染拡大防止の3つの条件(密閉・密接・密集)に十分注意する。
- ② 教室の机、椅子などの消毒方法については研究室ごとの指示に従う。
- ③ 試験などで県外に移動する場合は、研究室や実習担当教員に情報提供しておく。また、キャンパススクエアの「県外への移動届」を行う。

### 5 大学院の授業の対応について

#### 1) 授業の方針

- ①原則として受講生が 10 名以上の講義はオンライン授業（Zoom 活用）とし、学生は自宅等で受講する。オンライン授業に参加できない場合は、大学内で学内 Wi-Fi に接続し受講する。自宅または学内での Wi-Fi 接続が難しい場合は、講義室で受講する（大学に来る前に症状がないことが前提）。
- ②受講は、自宅か大学のみとし、他の場所は認めない。
- ③ 授業開始は担当教員の判断による。
- ④ 新型コロナウイルス感染に関わる欠席の取り扱いは前述のとおりとする。原則、毎日の体調管理表の記入があれば、回復後に救済措置を講じる。

#### 2) オンライン授業の場合

- ①授業で使用する資料は、教員が事前にサイボウズの「ファイル管理」の下のフォルダ「大学院 Zoom 講義用資料」にアップロードするので、印刷が必要な場合には学生が各自印刷する。ただし、学内の情報処理室での印刷はできない。

#### 3) 講義室などで受講する場合

- ①使用教室等は、別途指示する。
- ②感染拡大予防の3つの密（密閉・密接・密集）に十分注意する。
- ③教室・演習室などの入室前後は必ず石鹸と流水で 30 秒以上の手洗いをする。
- ④授業中はマスク装着する（各自準備する。手作りマスク可）。
- ⑤授業中は窓やドアを開けて換気する（1～2 回/1 コマ程度）。
- ⑥授業中の体調不良等がある場合は、躊躇なく担当教員に報告し、保健室に行く。
- ⑦講義室の消毒の仕方は、学生生活支援委員会の資料を参照する。

#### 4) 演習（グループワーク等）について

- ①演習内容に応じた課題を課す等弾力的に実施するので、教員の指示に従う。
- ②学内で演習する必要がある場合は、③の講義室で受講する場合の方針に準じる。  
なお、下記の点についても留意すること。
  - ・両手を広げて人に接触しない距離を保つ。
  - ・発熱、風邪症状等がないことを確認しあう（学生同士の安心・安全のため）。
  - ・演習場所については、3つの密を避けるため、担当教員の指示に従う。

#### 5) 学内実習（1ベッドで複数学生がディスカッションしながらの技術演習）

- ①「密接」が避けられない学内実習では、eラーニングや学内実習内容に応じた課題を課すなど、弾力的な方法で実施するので、教員の指示に従う。
- ②学内で学内実習をする必要がある場合は、③の講義室で受講する場合と同様。  
なお、下記の点についても留意すること。
  - ・近距離での会話や発声には十分注意する。
  - ・マスクはサージカルマスクが望ましい。またフェイスシールドを使用するなど工夫する。
  - ・発熱、風邪症状等がないことを確認しあう（学生同士の安心・安全のため）。
- ③特に換気、こまめな手洗い、互いの体調確認、会話を最小限、対面での会話の回避する、終了後の物品や部屋の消毒（物品などの拭き残しがないように）などに十分注意する。

#### 6) 情報処理室

情報処理室の利用方法は、別途の指示を厳守する。

#### 7) 院生室や研究室の利用

- ①感染拡大予防の3つの条件(密閉・密接・密集)に十分注意する。
- ②机、椅子などの消毒方法については指示に従う。

### 6 学内での生活

#### 1) 授業以外での過ごし方

- ① 10分間休憩時の過ごし方
  - ・窓と入り口を開けて必ず換気する。
  - ・水分補給等以外は常時マスクを着用する。
  - ・ハンドソープと流水でこまめな手洗いをする（実習室などの手洗い場も開放している）。
  - ・感染予防のために、フィジカル・ディスタンスを保ち友人との近距離で対面の会話や発声はしない。
  - ・密接、密集、密閉しないように留意する。
- ② 昼休みの過ごし方
  - ・昼食は原則として学年で指定された講義室等で摂る。  
注) 食事がとれない場所（情報処理室、図書館、実習室）での飲食禁止。
  - ・昼食を摂る場合、対面で飲食しない。
  - ・食堂は昼休みしか利用できない。
  - ・食堂での飲食は、食堂が提供する食事、売店および自動販売機で購入した食品の飲食に限る。
  - ・食堂での混雑を避けるため、昼食はパン類や弁当を持参することをすすめる。
  - ・昼食の前後にハンドソープと流水で30秒以上の手洗いをする。

## 2) サークル活動

- ・サークル活動は自粛し（大分県の感染ステージ1を目途に開始を検討する）、学外における合宿、遠征、親睦会、歓迎飲食イベントなどは、当分の間禁止とする。
- ・サークル活動再開となった場合には、3密(密閉・密集・密接)を回避するとともに感染予防対策を実践する

## 3) 食堂の利用

食堂は3つの密を避けるため、以下の方法で運用する。なお、当分の間、原則として学外者の利用は認めない。

- ・席数を削減し、利用する人の制限を設ける。
- ・利用できるのは提供メニュー・売店のパン類・自販機利用者のみとする。
- ・弁当類持参の人は食堂を利用せず、教室等を利用する。
- ・注文を待つ時、食器を下げる時は他人との物理的距離をあける。

## 4) 図書館の利用

図書館は当分の間、開館時間を下記のとおりとして、学外者の利用は認めない。また、図書の閲覧、学習については、3つの密を避け、分散して着席する。

- ・開館時間 9時00分～17時00分
- ・休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日/3月31日(水曜日)：月末休館日

## 7 実習(学部生・大学院生)

### 1) 臨地実習の場合

実習に参加する学生のアルバイト・会食については、実習2週間前から実習終了まで禁止とする。

また、なんらかの症状がある、また疑わしい場合には、学内および実習場への出入りは控え、特に、新型コロナウイルス感染症が疑われる(風邪のような症状がある場合、平熱より1度以上高い等)場合は、絶対に実習施設に入らないこと。

### 【学部：実習停止の考え方】

次の3つのパターンが考えられ、以下のような考えで検討し、全学的な状況を踏まえて最終判断は学長が行う。

- 1) 学生(1～4年生)または教員が新型コロナウイルス感染症の罹患者となった場合、実習を直ちに停止する。(学内交流の可能性があるため)
- 2) 実習施設で感染者(患者・スタッフ)が発生した場合で、当該施設の学生が濃厚接触者と保健所が判断した場合、当該施設の学生の陰性が判明するまでは、当該学年の実習は停止とする。
- 3) 実習施設で感染者(患者・スタッフ)が発生した場合で、当該施設の学生が濃厚接触者となっていない場合、その施設のみ実習を停止する。なお、他施設で実習を行っている学生は実習を継続する。

## 8 学外での対応(学部生・大学院生)

### (1) アルバイト

- ・手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用など、各自でできる感染予防対策を実践する。

- ・感染予防のために、3つの密（密閉・密集・密接）を回避する。
- ・以上2点が難しい職場でのアルバイトと不特定多数の人と接触するアルバイトの従事は、自粛する。  
特に感染防止対策が不十分な店舗等でのアルバイトは行わないこと。

(2) 会食

- ・入念な手洗い、正しいマスク着用と人との適切な間隔の確保、対面での会話や会食の回避、会食時の大声の回避、大人数での会食（5人以上）を回避する行動をとるなど、新しい生活様式を意識した生活を送る。

## 9 感染者発生時における対応

感染者の発生が判明した場合は資料2に従い、保健室、教務学生グループなど必要な部署に連絡するとともに、保健所等の指示に従って行動する。

# 新型コロナウイルス感染に関する連絡経路

(学部生・大学院生用)

